

# あんしん借換融資

<p>融資対象となる方</p>	<p>◆京都府内の中小企業者、組合であって、次の両方の要件を満たす方</p> <p>① セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項各号；景気対応緊急保証を含む）の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方</p> <p>② この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある方</p> <p>※京都府税及び京都市税（京都市以外の方は府税のみ）の滞納がないこと</p>	
<p>資金使途 融資期間等</p>	<p style="text-align: center;"><b>不況対策緊急融資</b> 【景気対応緊急保証利用】</p> <p>◆運転資金・設備資金 10年以内 経営安定支援協議会(保証協会・金融機関等)の指導を受けること</p> <p style="text-align: center;">〔原則として均等月賦返済 必要に応じ2年以内の据置可〕</p> <p>※保証協会の保証付き既往借入金（金融安定化特別保証付き等の既往借入金除く）の借換可</p>	<p>◆運転資金・設備資金 8年以内</p> <p>◆経営安定支援協議会の指導を受ける場合(注1) 10年以内</p> <p style="text-align: center;">〔原則として均等月賦返済 必要に応じ1年以内の据置可〕</p>
<p>融資利率</p>	<p>◆年1.8%（固定金利）</p>	<p>◆年1.9%（固定金利）</p>
<p>区分</p>	<p>中小企業者・組合</p>	<p>小規模企業者・小規模組合 従業員20人（商業・サービス業は5人）以下</p>
<p>融資限度額</p>	<p>2億8,000万円 （無担保原則8,000万円）</p>	<p>1,250万円 保証協会の全ての保証付き融資残高（別枠）を含み1,250万円以内</p> <p>※一般保証とは別枠での利用が可能（ただし、保証協会の保証利用可能額（別枠）の範囲内）</p>
<p>事業実績</p>	<p>府内で6ヶ月以上同一事業を行っていること</p>	<p>府内で1年以上同一事業を行っていること</p>
<p>担保・保証人</p>	<p>保証協会の保証が必要（いきいき割引(注2)の場合 保証料率0.2%引下げ）</p> <p>法人代表者(組合の場合は代表理事)の連帯保証は必要</p> <p>原則法人代表者(小規模組合の場合は代表理事)の連帯保証は不要</p>	
<p>受付機関</p>	<p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関</p> <p style="text-align: center;">〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金〕</p>	
<p>実施期間</p>	<p>◆平成23年3月末まで</p>	

(注1) 厳しい経営環境により業況が悪化している中小企業者・組合に対し、融資期間の長期化により月々の返済額軽減を図る「経営安定特別支援制度」（実施期間：平成23年3月末まで）

(注2) 商工会・商工会議所・地域ビジネスサポートセンター及び京都市中小企業支援センターの経営指導を継続的に受け、経営体質の強化を図る方に対する保証料率を優遇する制度

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

**1号 <倒産関係>**

国が指定する再生手続開始申立等事業者に対する売掛金等の回収が困難なため経営に支障が生じている方

指定企業	平成22年3月12日現在、京都府内での指定企業はありません
市町村長の認定要件	指定企業に対して申請時点において50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、若しくは申請時点において申請者の全取引規模のうち指定企業との取引規模が20%以上であること。

**5号 <不況業種関係> 景気対応緊急保証**

国の指定する不況業種に該当する方

市町村長の認定要件	次のいずれかに該当すること。 イ) 最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べて3%以上減少していること。 ロ) 原油価格の上昇により、売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず販売価格等の引上げが困難であるため、最近3ヶ月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が前年同期に比べて上回っていること。 ハ) 最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期に比べて3%以上減少していること。ただし、これらの期間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合は、直近期とその前期の決算書における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができる。 ホ) 最近3ヶ月間の平均売上高が2年前同期の月平均売上高に比べて3%以上減少していること。 ニ) 新型インフルエンザの発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近1ヶ月間の売上高が前年同月に比べて3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比べて3%以上減少することが見込まれること。 ⇒この要件に該当する府内の中小企業者・組合は「 <u>新型インフルエンザ緊急融資(長期資金(緊急資金))</u> 」の融資対象になります。
-----------	---

**6号 <破綻金融機関関係>**

取引金融機関の破綻によって金融取引に支障を来している方

市町村長の認定要件	破綻金融機関と取引を行っており、金融取引に支障を来していること。
-----------	----------------------------------

**7号 <金融機関の経営合理化関係>**

国の指定する金融機関(指定金融機関)において支店統廃合等の経営の相当程度の合理化によって借入の減少した方

主な指定金融機関	みずほ銀行、りそな銀行、福井銀行、新生銀行、福邦銀行、関西アーバン銀行、京都北都信用金庫、京滋信用組合 他
市町村長の認定要件	① 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。 ② 指定金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。 ③ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

※指定金融機関の指定期間…平成22年1月1日～平成22年6月30日

**8号 <整理回収機構譲渡関係>**

(株)整理回収機構(RCC)に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業のうち、再生可能性のある方

市町村長の認定要件	① 整理回収機構に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類(債権譲渡通知書等)を有していること。 ② 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。 ③ 事業再生の目標、経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成していること。 ④ 整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること。
-----------	---

◆ セーフティネット保証の市町村長認定の詳細(指定期間、要件等)については、事業所所在地の市町村の認定窓口にお尋ねください。

〔なお、2号(事業活動の制限)、3号(災害・地域業種関係)及び4号(災害・地域関係)については、現在、京都府内では該当がありません。〕